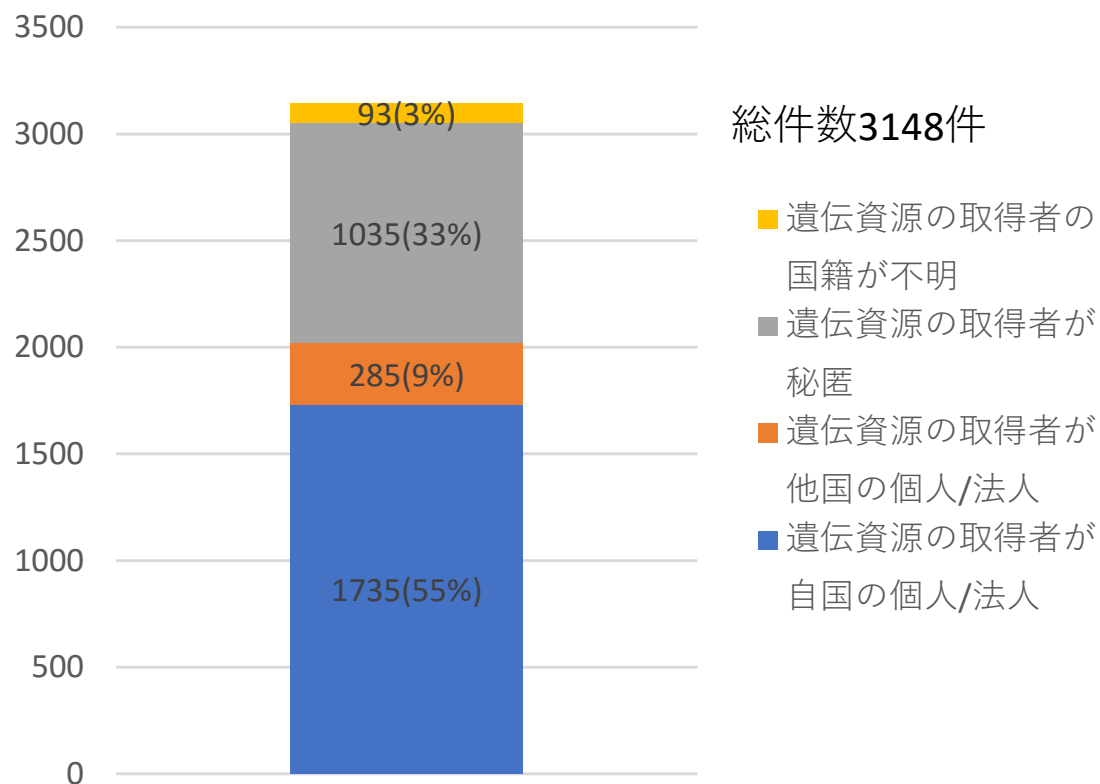


現行指針における利用国措置等
の課題整理について

第1回検討会版

1. ABS-CHにおけるIRCC発給状況

- 2021年11月20日時点で、ABS-CHにおいてIRCC発給に関する情報が登録されている件数は3,148件であり、そのうち64%にあたる2,020件についてはPIC発給対象者が明らかになっている。
- 発給されているIRCCの33%はPIC対象者が秘匿となっており、確認することができない。
 - ✓ ABS-CHで公表されているのはあくまでPIC発給対象者である。国によってはあくまで自国民（利用国にとって共同研究のカウンターパートとなる提供国側の研究機関や組織）に対してPIC発給される場合もある。この場合、PIC発給対象者が公表されていても提供国側のカウンターパートの情報しか捉えられない可能性もある点に留意。



2. 日本人に対するPIC発給状況

- 2021年11月20日時点で、ABS-CHにおいて確認することができる日本人に対するIRCC発給数は14件であり、うち10件がベトナムからの発給となっている。
 - ✓ ただし、あくまでABS-CH上で確認できるものであり、秘匿となっているものや提供国カウンターパートに対してPICが発給されているものは含まれない。
- 一方で、国内措置「ABS指針」に基づく報告は様式1によるものが4件、様式2に基づくものが1件、様式3に基づくものは0件となっている。

日本人に対するPIC発給状況

発給国	発給数
ベトナム	10
インド	1
ラオス	1
メキシコ	1
フランス	1

国内措置に基づく報告(様式1)

環境省管理番号	報告者	国際遵守証明書の固有の識別記号	CPC識別記号
1-1	城野 哲平	ABSCH-IRCC-LA-241283-1	ABSCH-CPC-JP-242920-1
1-2	国立大学法人鳥取大学		ABSCH-CPC-JP-252747-1
1-3	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園	ABSCH-IRCC-VN-246255-2	ABSCH-CPC-JP-253095-1
1-4	学校法人沖縄科学技術大学院大学学園	ABSCH-IRCC-VN-246257-1	ABSCH-CPC-JP-253096-1

※赤字は秘匿でありIRCC上では把握できないもの

国内措置に基づく報告(様式2)

環境省管理番号	報告者	CPC識別記号	提供国
2-1	国立大学法人 広島大学	ABSCH-CPC-JP-243050-1	マラウイ

3. 先進諸国のチェックポイントコミュニケへの登録状況

- チェックポイントコミュニケ（CPC）とは利用国におけるチェックポイントが確認した情報をABS-CHに掲載することでABS-CH上に生成される記録。2021年11月20日時点では、合計48件が登録されている。（日本からは前頁で示した5件）

CPCへの登録数

国名	登録数	(参考)登録されている被発給IRCCの数 ※秘匿を除く
ドイツ	26	65
デンマーク	6	3
日本	5	14
オランダ	5	8
カタル	1	0
英国	5	19
合計	48	109

4. 現行指針における利用国措置等に係る論点と課題

①ABS指針による報告制度（利用国措置）について

【論点 1】

- ABS指針による利用者への負担や研究開発への影響は生じているか。
- 日本名古屋議定書締結及びABS指針施行以後、近年における海外遺伝資源の取得・利用の増加又は減少等の影響は指摘されていない。（大学/ヒアリング）
- ABS指針による報告経験者からは、手続等による負担はなく受容できるとの反応。（大学/ヒアリング）

【論点 2－1】

- 名古屋議定書の国内措置（利用国措置）として有効に機能しているか。
- ABSCHにおいて確認することができる日本人に対するIRCC発給数14件（そもそもABS-CHでは日本人に対する発給数の全てを捕捉しきれない）に対し、ABS指針に基づく様式1による報告が4件と報告件数に乖離がある。
- 有識者からは下記の意見も提示されている。
 - 義務的報告対象がABSCHでIRCCが発行されたものに限定されている点について、提供国（途上国）側に議定書に即した対応を促す側面もあることとのバランスを考慮しつつも、提供国側による公表に関わらず報告対象とすることも検討する必要がある。（有識者/ヒアリング）
 - 現状は、提供国側がしっかりした措置をとっていれば、日本も然るべく措置するが、提供国がABSクリアリング・ハウスに情報を登録していないなど、しっかりした措置が取られていなければ、利用国側も相応の措置しかないということになっている。見直すとすれば、相手国側の提供国措置が不十分であっても、利用国側としてどこまで追加的に措置対象としていくかを検討することとなる（proportionateの解釈の見直し）。（有識者/ヒアリング）

4. 現行指針における利用国措置等に係る論点と課題

①ABS指針による報告制度（利用国措置）について

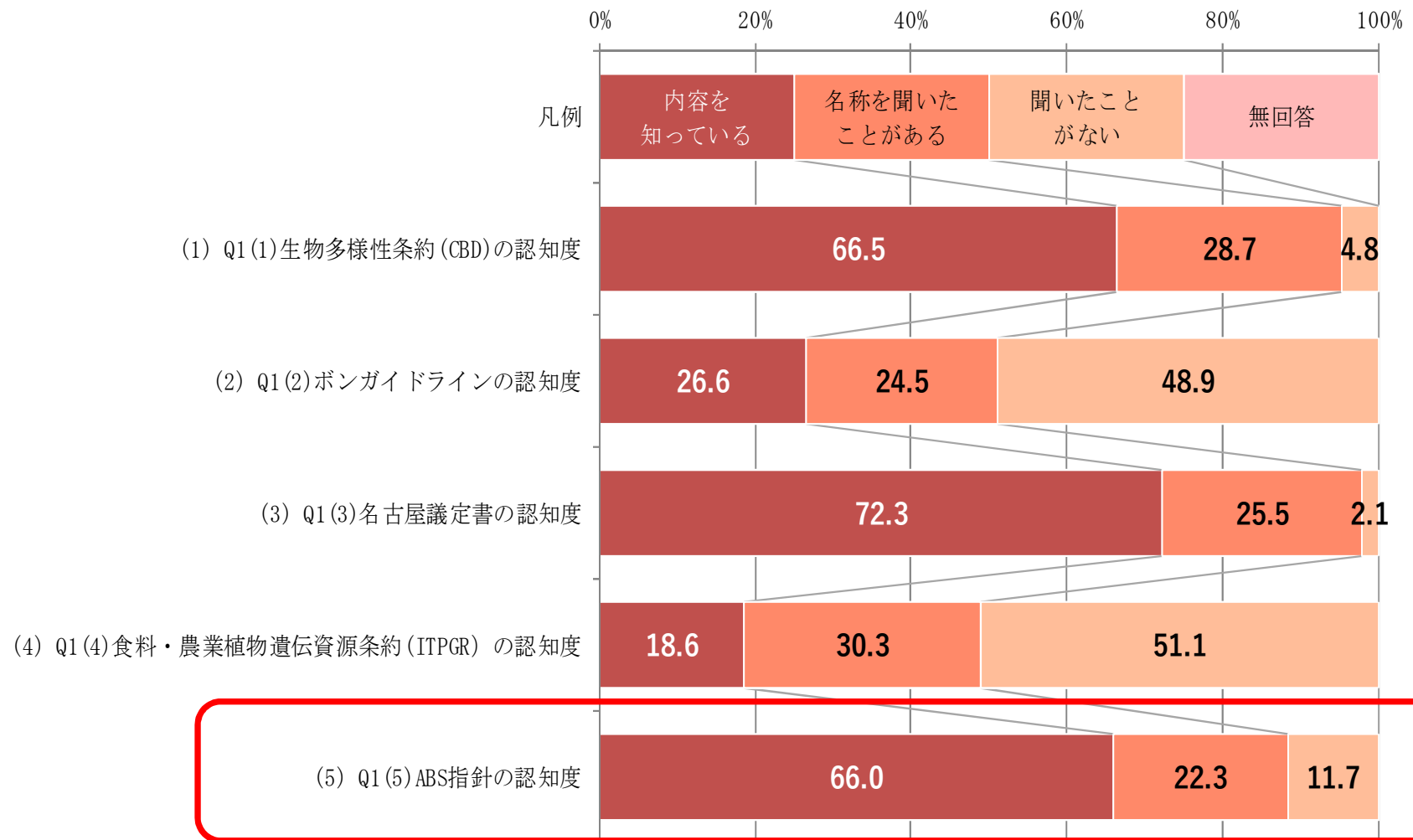
【論点 2 - 2】

- ABS指針による報告件数が本来想定される母数に比して少ない要因は何か。
- 報告件数が本来想定される母数に比して少ないことに伴う問題はあるか。仮に問題があるとすれば、両者の乖離を縮減するために必要な対応はあるか。
- 報告件数が少ない要因として、一般論として例えば下記の可能性が考えられる。
 - 「ABS指針」の報告対象が限定的であることから、報告対象に該当していない（現行指針上問題ない）。
 - 国ごとの提供国措置やPIC発給プロセスの態様や、遺伝資源の取得・持ち込み経路の態様が多様で、報告対象となるかどうかでグレーゾーンや、解釈の相違、誤認が生じている。
 - 行政措置で罰則がないことから、法律上の拘束力や強制力がなく、放置又は様子見されている。
 - 「ABS指針」の普及が未だ十分ではない。
- 有識者からは報告件数が少ない要因として下記の指摘がある。
 - IRCCのコンフィデンシャル部分が公開しなくてもいいことになっており、そのコンフィデンシャル部分が大きいためではないか。（有識者/ヒアリング）

【論点 3】

- 現行指針によるガイダンス内容に追記、改善が必要な点はあるか。
- 有識者からは下記の意見も提示されている。
 - ABS指針の適用除外として掲げている議定書適用外遺伝資源等のうち、いわゆるコモディティ（ABS指針第1章第3、1(6)）について、遺伝資源の利用を目的として国内で購入する場合には適用除外に抵触し、抵触時の取り扱いについてABS指針の見直し又は「ABS指針に関するQ&A」での注意喚起の記載を検討する必要がある。（有識者/ヒアリング）

(参考1) 「ABS指針」の認知度



平成31年度環境経済の政策研究(「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS指針)の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究)(研究代表者:大沼あゆみ慶應義塾大学教授/研究担当者:藺・田中・上原・柘植)

■研究者アンケート概要

(調査方法) インターネットアンケート(回答者募集(オープン)式)

(調査対象) ・生物科学、農学(育種・園芸等を中心)、バイオテクノロジー関連の研究者・技術者等

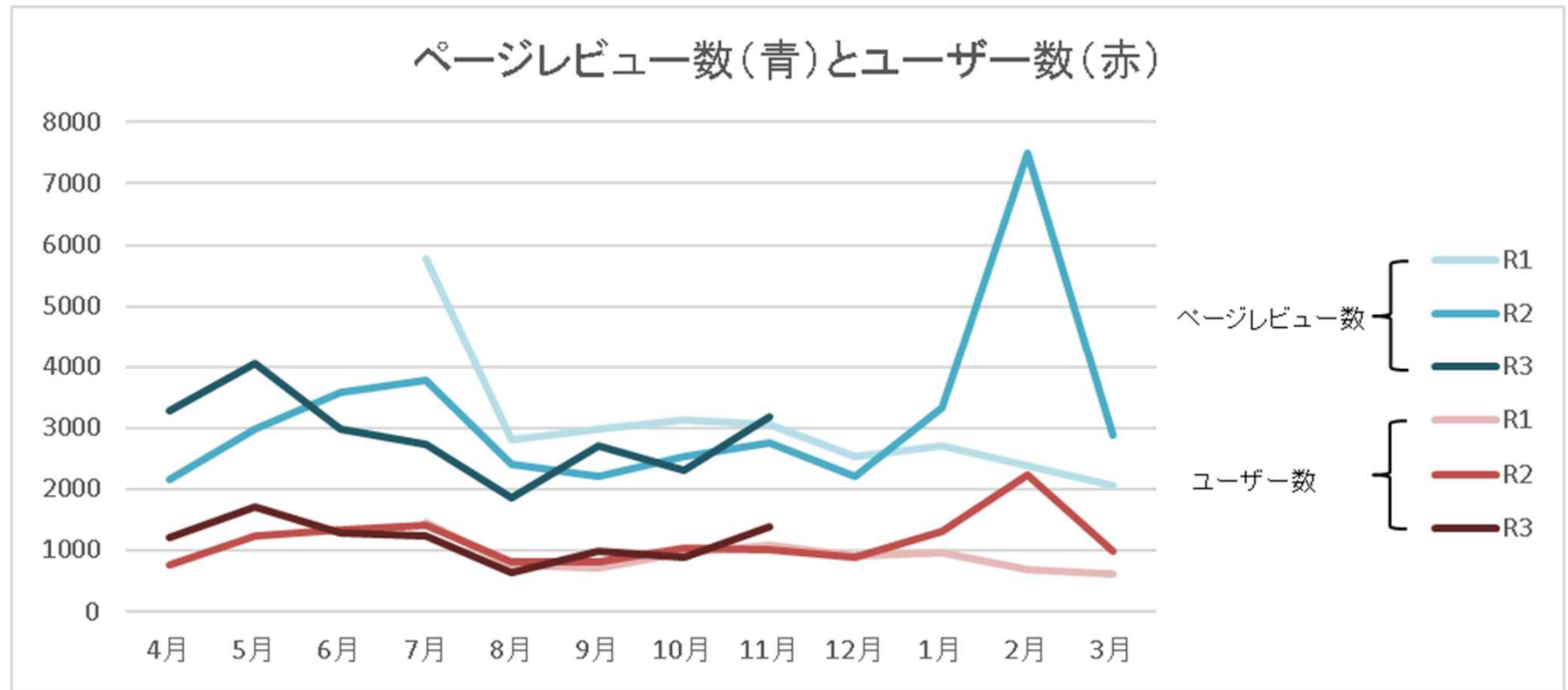
・抽出方法: 関連分野学会(約30団体)を通じ広く周知を依頼(関連団体の協力により遺伝資源・ABS関連主要ML等でも周知)

(有効回収数) 188名

(調査時期) 2019年10月28日～12月9日

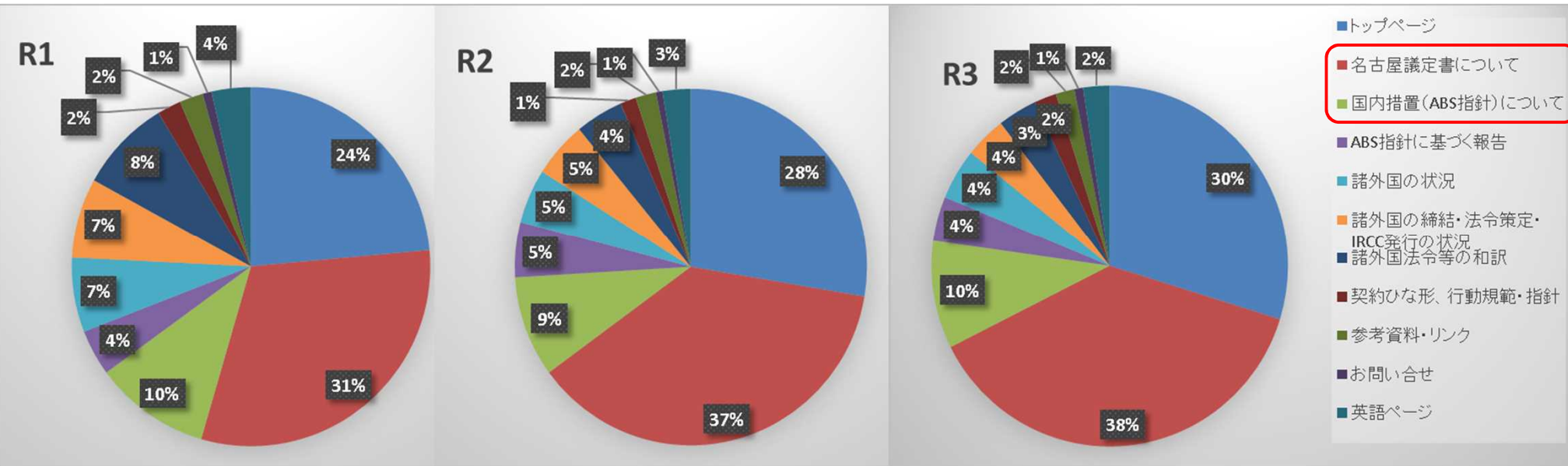
(参考2) 環境省の国内情報交換サイトの利用状況

①環境省国内情報交換サイトのページレビュー数とユーザー数

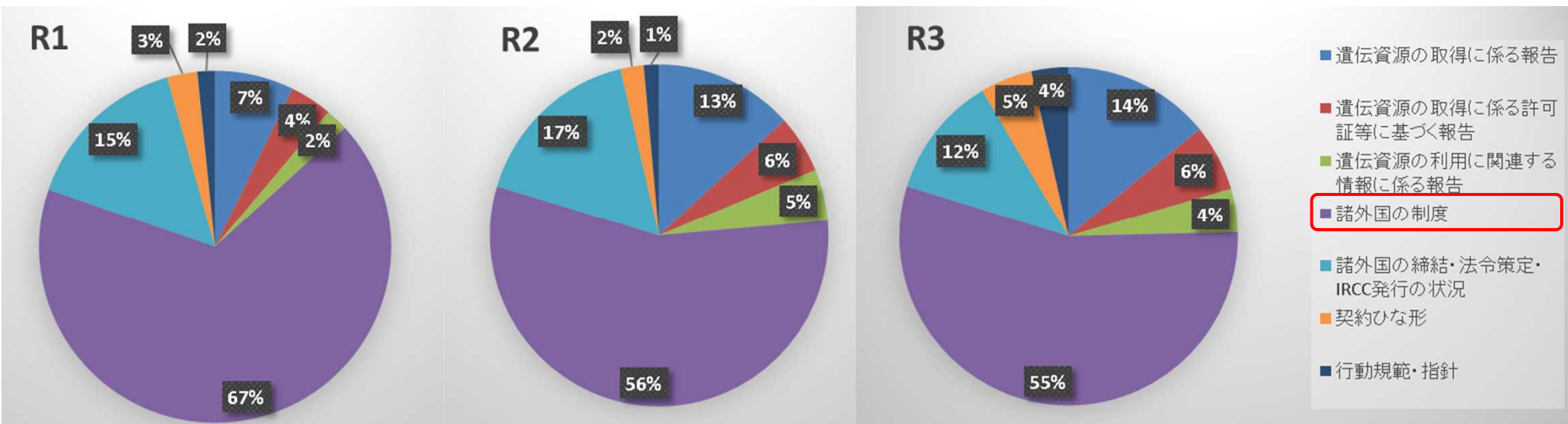


(参考2) 環境省の国内情報交換サイトの利用状況

②各ページへのアクセス状況

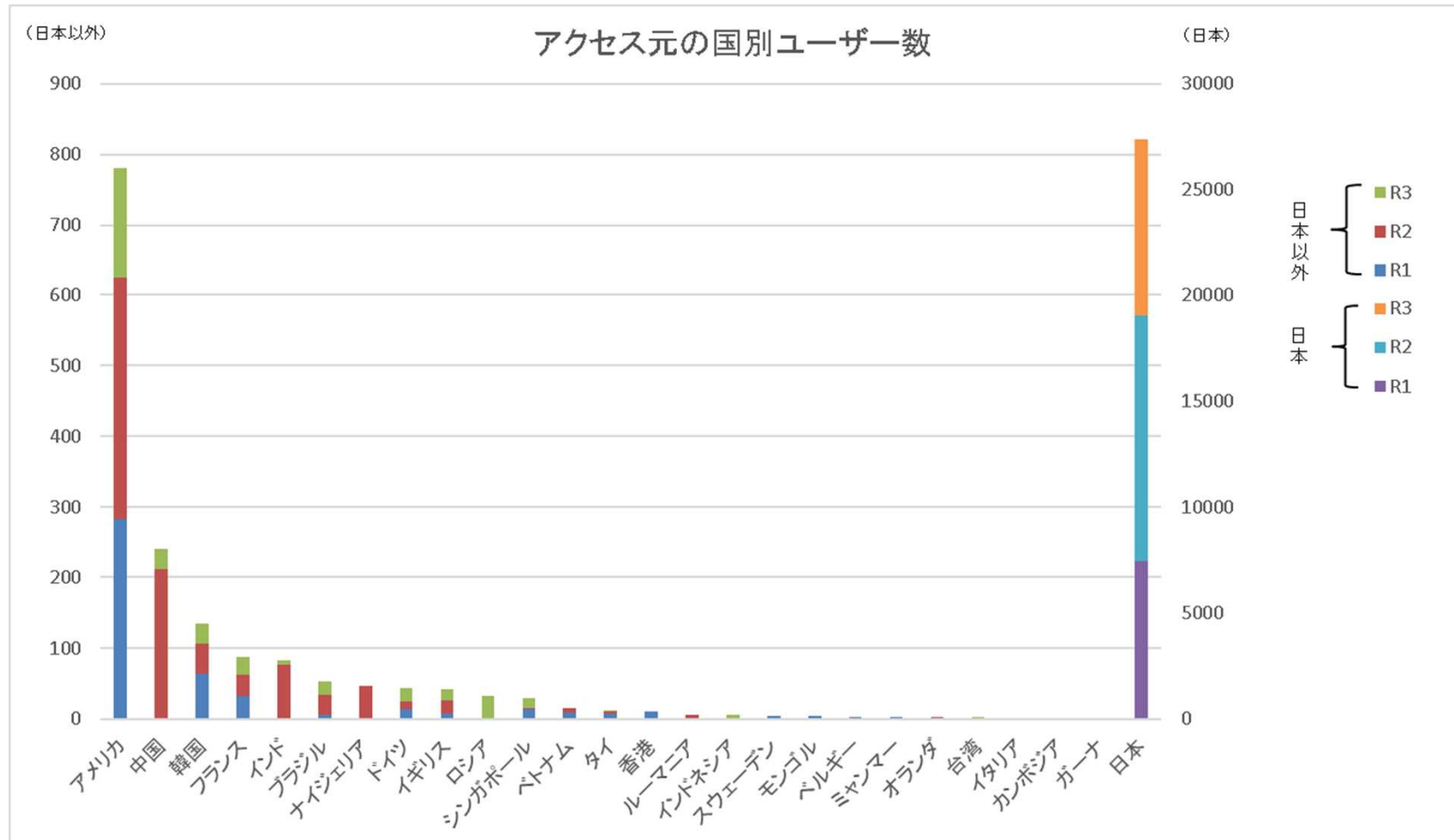


③検索ページの利用状況



(参考2) 環境省の国内情報交換サイトの利用状況

④ サイトへのアクセス元の国別ユーザー数



4. 現行指針における利用国措置等に係る論点と課題

②ABS指針による奨励措置について

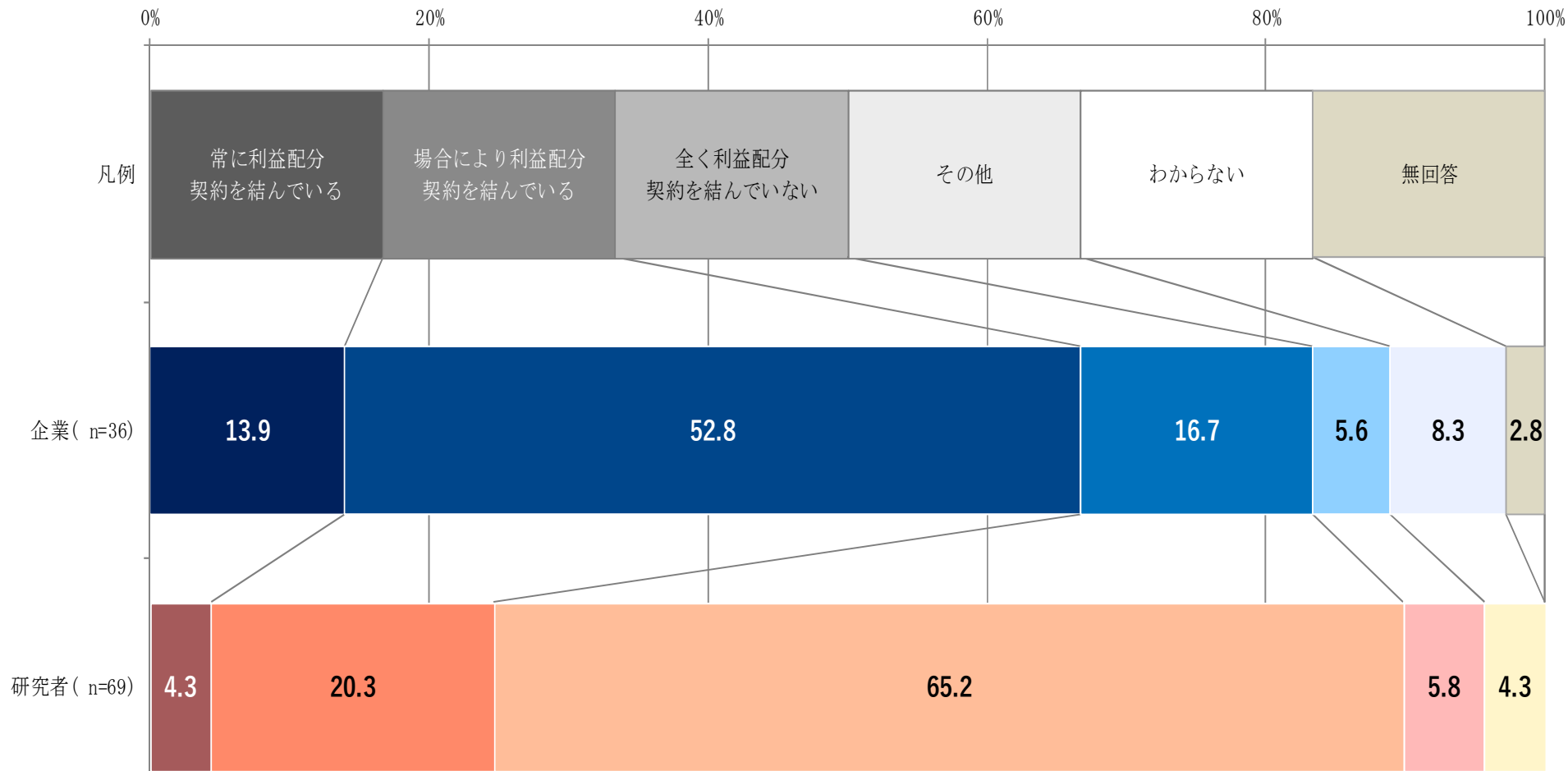
【論点1】

- ABS指針第3章第1、第2及び第3に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。
 - 国内遺伝資源の提供者が利益配分を求める場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 国内遺伝資源の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者が利益配分を求められる場合における公正・衡平配分契約の締結
 - 上記の契約条件に、諸条件の実施に関する報告の義務その他の情報の共有のための規定を含める
 - 国内遺伝資源の提供者・利用者、提供国法令が適用される海外遺伝資源等の利用者による利益の生物多様性保全・持続可能な利用への充当
- 国内遺伝資源に関しては、利益配分契約を締結するケースが少ない。
- 海外遺伝資源に関しては、PIC取得、MAT設定過程を通じ、各事例に応じた利益配分契約が締結されている。
- 奨励措置及び国内ABS政策全般的な視点から有識者からは下記の意見も提示されている。
 - 国際社会でABSの趣旨を実現していく広い観点から、ABSによる生物多様性保全への貢献のあり方を議論していく必要がある。そのためには、ABSを既存の保全関係施策やプログラムと結び付けて、実際の保全に貢献する事例を形成する必要がある。（有識者/ヒアリング）
 - 企業や研究者がABSを認知し、対応していく前提として、ABSをより広く一般の人に身近なこととして伝え、社会全体で自然に受け入れられている土壌を形成する必要がある。（有識者/ヒアリング）

（参考）国内遺伝資源取得時の提供者との利益配分契約の締結状況

（生物多様性条約発効以降、国内遺伝資源の取得経験者）

企業についてはサンプル数少のため参考値



平成31年度環境経済の政策研究（「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（ABS指針）の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究）」（研究代表者：大沼あゆみ慶應義塾大学教授／研究担当者：藺・田中・上原・柘植）

■企業アンケート概要

※研究者アンケート概要は前出「（参考）「ABS指針」の認知度」と同じ。

（調査方法）郵送調査

（調査対象）・遺伝資源取得・利用に関連する業界等の主要企業2,246社

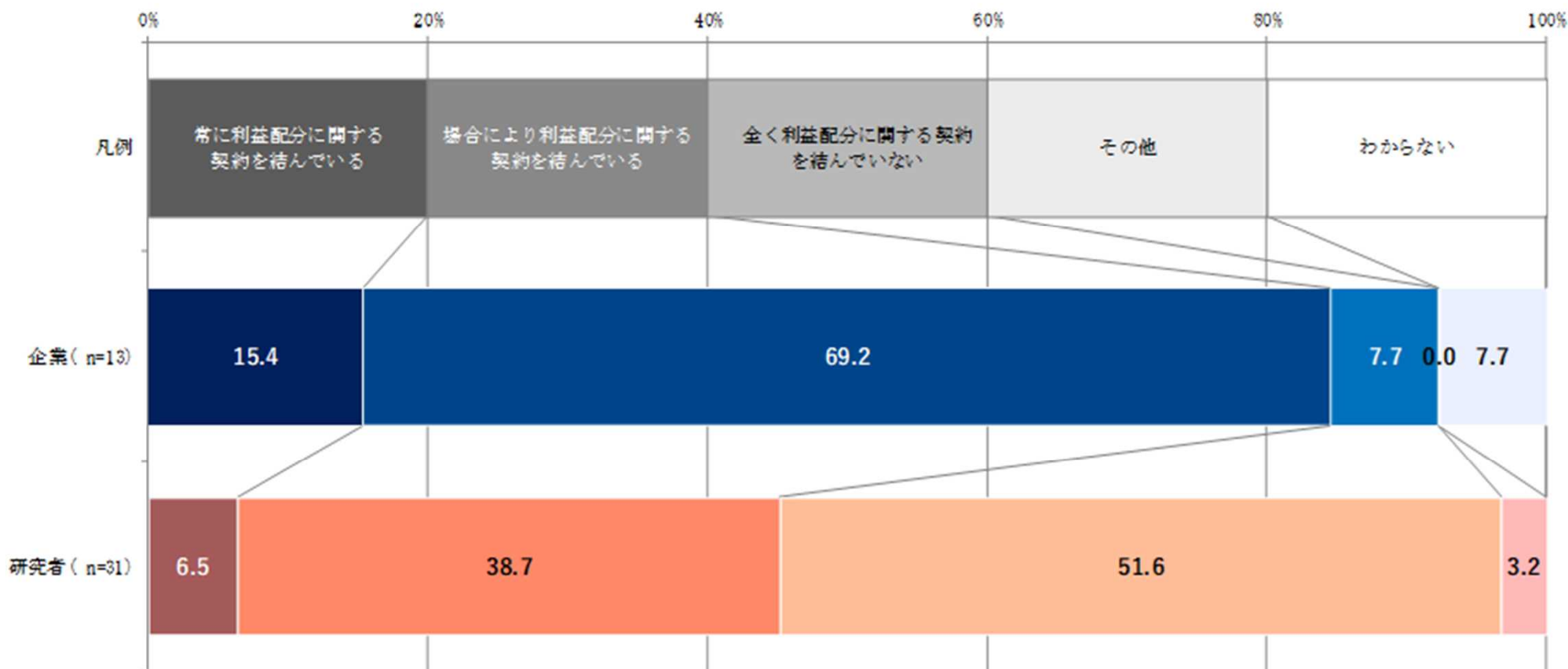
・抽出方法：関連業界団体7団体の会員社および研究開発費5,000万円以上の国内上場全企業

（有効回収数）252社（回収率11.2%）

（調査時期）2019年10月28日～11月20日

(参考) 国内遺伝資源の国内外提供時の提供先との利益配分契約の締結状況 (生物多様性条約発効以降、国内遺伝資源の取得経験者のうち提供経験者)

企業についてはサンプル数少のため参考値



平成31年度環境経済の政策研究(「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」(ABS指針)の見直しに向けた、提供国措置の便益・コスト等の評価に関する研究)」(研究代表者:大沼あゆみ慶應義塾大学教授/研究担当者:藺・田中・上原・柘植)

※調査概要は前頁参照。

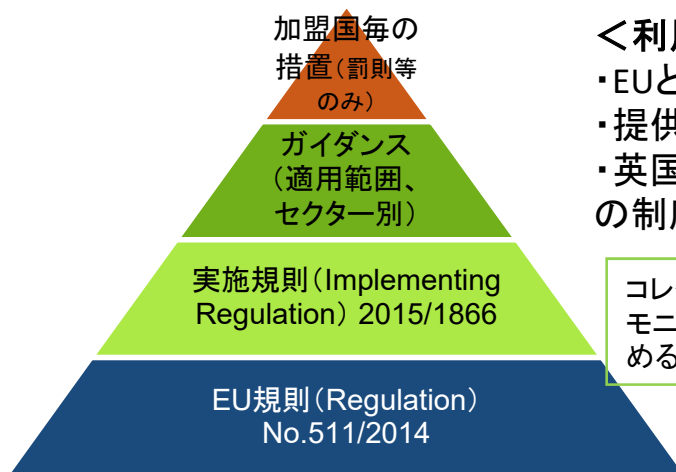
4. 現行指針における利用国措置等に係る論点と課題

②ABS指針による奨励措置について

【論点2】

- ABS指針第3章第4及び第5に掲げられている下記の奨励措置に係る取組は促進されているか。奨励措置に改善点はあるか。促進するために必要な対応はあるか。
 - 遺伝資源利用関連業界等の団体による分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形の作成及び更新
 - 遺伝資源利用関連業界等の団体によるABSに関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成及び更新
 - 上記の契約条項ひな形や行動規範・指針・実例・基準の利用促進
- 行動規範・指針類は、産業界は（一財）バイオインダストリー協会、学术界は国立遺伝学研究所ABS学術対策チームを中心に提供され、普及活動が行われている。
- 分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな形は、学术界は国立遺伝学研究所ABS学術対策チームにより参考例（見本集）が提供されているほかは、あまり作成が進んでいないと思われる。

(参考)他の締約国の利用国措置の例



＜利用国措置・提供国措置＞

- ・EUとしてはEU規則により利用国措置のみを定める
- ・提供国措置は加盟各国毎に判断(フランス・スペインは提供国措置あり)
- ・英国も自国でEU規則に準じ同様の法規制を施行(コレクション登録簿、最良の実例認定の制度は英国として実施)

コレクション登録簿、利用者の遵守モニタリング、優良事例について定める

利用者に対し相当な注意(Due Diligence)義務を課す

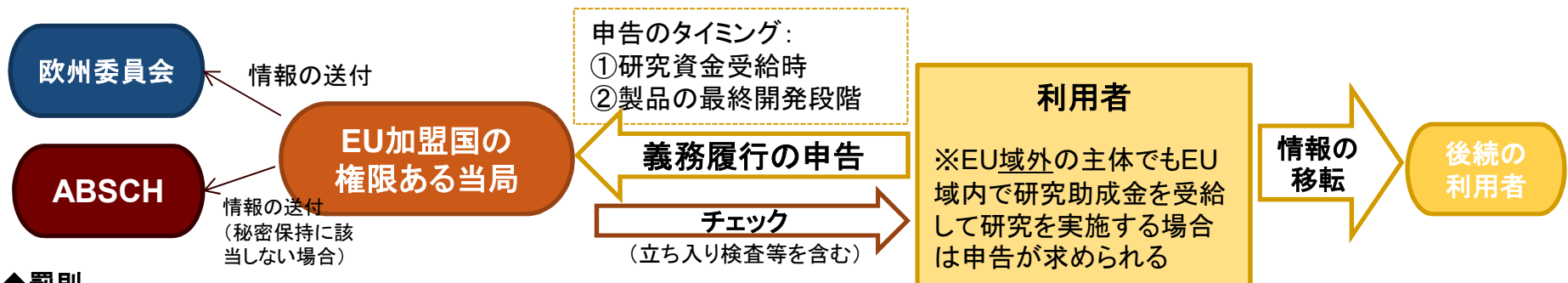
◆適用範囲

- ・名古屋議定書締約国でアクセスされた遺伝資源
- ・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる
- ・食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(ITPGR)、パンデミックインフルエンザ事前対策枠組(PIPF)等他の条約管轄範囲は対象外

◆利用者の義務

- ・提供国法規制に従いアクセスされ、相互に合意する条件に基づいて利益が配分されるよう「相当な注意(Due Diligence)」義務を負う
- ・PIC/MATに関する情報を入手・保持し、後続の利用者に移転する
(具体的には)⇒ 遵守証明書、MAT等の書類、関連する情報の入手・保管と後続の利用者への提供

◆利用者の遵守モニタリング(義務履行申告)



◆罰則

- ・相当な注意義務や情報保持・伝達義務等の利用者義務違反は罰則対象(罰則は各加盟国により制定・執行)

◆相当な注意(Due Diligence)履行を促進する仕組み

- ①コレクション登録簿の公開(EUの所定基準を満たしたコレクション)→コレクションから遺伝資源を得る場合は義務履行したとみなされる
- ②相当な注意義務を果たす手続き・手段・仕組みを最良の実例として認定・公表(利用者団体の申請に基づき欧州委員会が認定)



◆適用範囲

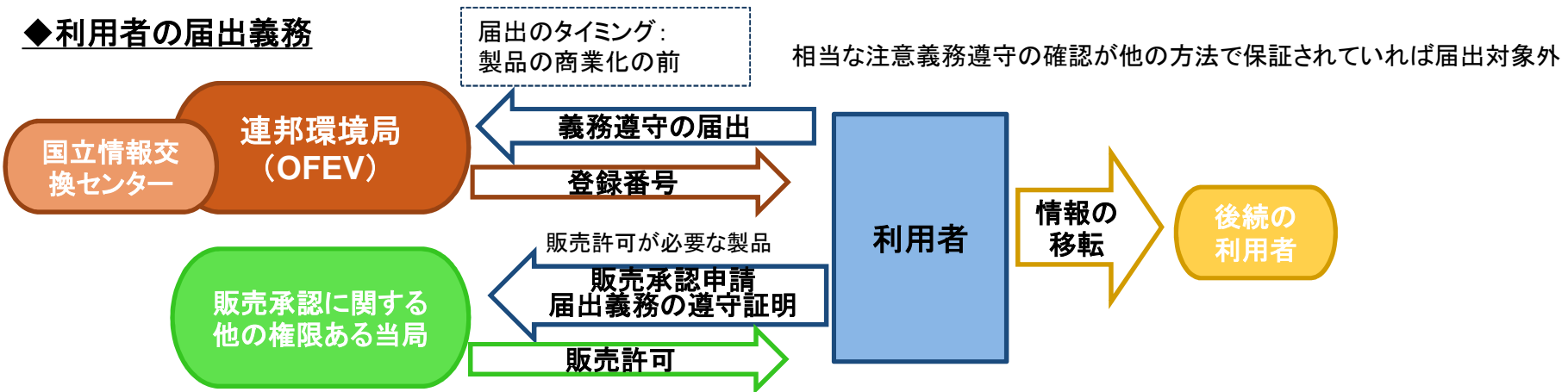
- ・名古屋議定書締約国かつアクセス法令が整備されている国に由来する遺伝資源
- ・名古屋議定書締約国の裁判管轄権が及ばない領域に由来する遺伝資源は対象外
- ・ITPGR、PIPF等他の条約が扱う範囲は対象外
- ・遺伝資源の定義は名古屋議定書に準ずる

<利用国措置>

◆利用者の義務

- ・合法的にアクセスされ、合意に基づく利益配分条件を定められるよう「**相当な注意義務**」が課される
- ・PIC/MATに関する情報を記録・保存し、後続の利用者に伝達する
- ・(具体的には)⇒ 遵守証明書、利用権・移転権に関する情報等の取得・保管と後続の利用者への提供(取得不能な情報については理由を記録して後続の利用者に伝達)

◆利用者の届出義務



◆罰則

- ・利用者の遵守届出を意図的に怠った者、誤った情報を届け出た者に対して罰金(最高100,000フラン)

<スイス国内の遺伝資源へのアクセス>※遺伝資源利用のモニタリング目的

- ・アクセスに関する情報の記録・保存・後続の利用者への移転
(情報: 利用者情報、利用目的、アクセス日・場所、提供者情報等)
- ・OFEVへの情報届出義務(製品商業化の前)

＜名古屋議定書の国内措置法＞

遺伝資源へのアクセス・利用及び利益配分に関する法律
2017.1.17制定(2018.8.18施行)

①生命研究資源の確保・管理及び活用に関する法律

②農業生命資源の保存・管理及び利用に関する法律

③病原体資源の収集・管理及び活用促進に関する法律

④野生生物保護及び管理に関する法律

⑤生物多様性の保全及び利用に関する法律

⑥海洋水産生命資源の確保・管理及び利用等に関する法律

◆適用範囲

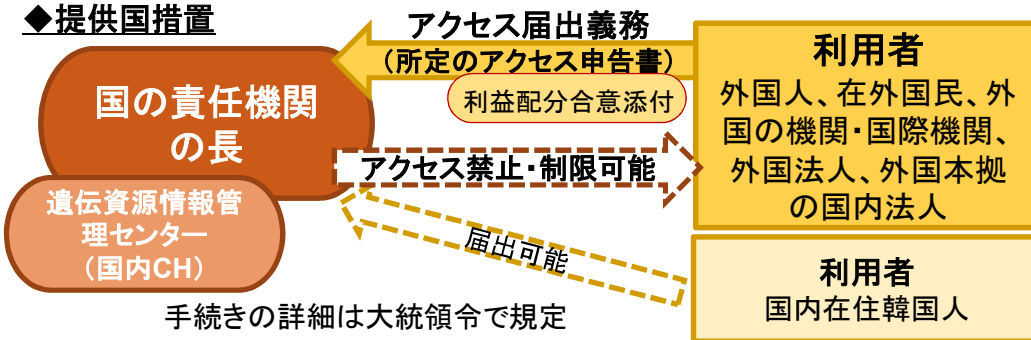
- ・名古屋議定書の遺伝資源の定義に準ずる(ヒト遺伝資源は対象外)
- ・利用(遺伝資源の遺伝的・生化学的構成成分に関してバイオテクノロジーの適用等の方法によって研究開発すること)以外の目的でアクセスする遺伝資源は対象外
- ・ABS関連の他の国際条約が適用される遺伝資源は対象外
- ・特許法に基づく特許権が既に登録されている遺伝資源は対象外

◆国の責任機関(権限ある当局)・モニタリング機関

未来創造科学部	生命研究資源(①)	環境部	野生生物資源(④)
農林畜産食品部	農業生命資源(②)		生物資源(⑤)
保健福祉部	病原体資源(③)	海洋水産部	海洋水産生命資源(⑥)

()内の数字は所管資源について定める法律

◆提供国措置



- ・上記関係法律により承認・許可を受けている場合は届出されたものとみなされる
- ・非商業目的のアクセスは手続きの簡素化または省略が可能となる場合もある

◆利用国措置

- ・国外の遺伝資源にアクセスして国内で利用しようとする者は提供国の手続き遵守、利益配分努力が義務付けられる
- ・利用者は手続き遵守についてモニタリング機関の長に届出が義務付けられる(提供国が名古屋議定書締約国でアクセス手続を定めている場合に限る) ※提供国のPICを受けた日から90日以内に所定様式に提供国PIC取得の証明書類、相互合意条件締結書(締結した場合)を添付して届出
- ・モニタリング機関の長は不遵守が疑われる情報があった場合、調査を行うことができる

◆利益配分

- ・提供者と利用者とで利益を公正・公平に配分するよう合意する

◆罰則

- ・権限ある当局によりアクセス/利用が禁止または制限された遺伝資源等にアクセス/利用した場合は 罰則対象(3年以下の懲役又は 3千万ウォン以下の罰金)